

告 示

埼玉県告示第七百三十四号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定による埼玉県証紙指定売りさばき人の指定を次のとおり取り消したので、同条第三項の規定により告示する。

令和五年六月二十三日

埼玉県知事 大野元裕

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称

埼玉県鴻巣市本町三丁目六番三十三号 有限会社コンビニエンスストアリード

二 取消年月日

令和五年六月十五日